

## 水道局における環境改善実施要領（工事編）

### 1 目的

令和6年度から建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、全ての工事で現場環境の改善を実施し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

### 2 対象工事

鹿児島市水道局が発注する土木工事（建築・設備工事及び単価契約工事等を除く。）を対象とする。

ただし、災害復旧の応急工事など緊急性を要する工事は除くものとする。

### 3 取組内容

以下の取組事例を参考に、土日・深夜勤務等を抑制するために、工事現場環境の改善を行う。

#### (1) 依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

#### (2) 会議・打ち合わせに関すること

- ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

（具体的な時間を設定）

- ・打合せは、WEB会議等の活用を努めること。

#### (3) 業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない。（情報共有システム・メール等含む。）
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

#### (4) その他について、受発注者間において確認の上、決定してもよい

### 4 運用

受注者によって、勤務時間、定時退社日などが異なることから、柔軟性をもった取組とすること。工事の進捗に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施しつつ、取組を行うこと。

#### (1) 特記仕様書への記載

対象工事は、特記仕様書に記載すること。

#### 【記載例】

第〇条 工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
---

### 5 適用

本要領は、令和6年7月5日以降執行伺い決裁分から適用する。